

自治国第120号

平成7年11月1日

各都道府県国際交流主管部長 殿

各指定都市国際交流主管局長 殿

自治大臣官房国際室長

自治体職員協力交流事業について（通知）

近年、地方団体の国際化施策が、内容的に交流から協力へと深化する傾向もみられることに鑑み、自治省においては、「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針」（平成7年4月13日付け自治国第5号）を示し、明確な理念と方針のもとに、地方団体ならではの国際協力を計画的、総合的に推進することとしたところである。

当該指針においても重要な位置づけをもち、地方団体の国際協力の中心となっているのが、地方団体が有する様々なノウハウ・技術等を活かした「ひとづくり」への協力である。

このような「ひとづくり」への協力を推進するため、平成8年度から別添要綱のとおり、海外の地方自治体等の職員を研修生として日本の地方団体が受け入れる場合に、自治省及び（財）自治体国際化協会が共同して支援を行う「自治体職員協力交流事業」を創設することとしたので通知する。

各団体におかれては、地域の実情に応じて、この事業を積極的に活用するよう配慮願いたい。

自治体職員協力交流事業実施要綱

平成7年11月1日付け自治国第120号通知

(改正 平成9年4月1日)

1 趣旨

近年、姉妹交流を軸とした地方団体の国際交流が活発になってきており、その内容も「交流から協力へ」と深化する傾向もみられるようになってきた。地方団体には、地域の総合的な経営主体として様々なノウハウ、技術等の蓄積があり、これを活用した国際協力が可能である。また、地方団体の国際協力の中心となっているのが、研修生の受け入れ・専門家の派遣等を通じた「ひとつづくり」への協力である。

地方団体の主体的な国際協力の取り組みを一層支援するため、平成8年度から海外の地方自治体等の職員を日本の地方団体に受け入れる場合、総務省及び（財）自治体国際化協会（以下「CLAIR」という）が支援する「自治体職員協力交流事業」を創設するものである。

2 事業の目的

自治体職員協力交流事業は、次のようなことを目的としている。

- ① 海外の地方自治体等の職員（「協力交流研修員」）を日本の地方団体に受け入れ、日本の地方団体のノウハウ、技術等を習得させる。
- ② 協力交流研修員は、地方団体の国際化施策等に協力することを通じて、地域の国際化を推進する。

3 受け入れ職員の条件

海外の地方自治体等の職員であって日本語又は英語の会話能力がある者（必ずしも日本の地方団体の姉妹提携先の職員とは限らない）。

受け入れ分野の一例を挙げると、次のようなものがある。

（環境保全、産業振興、都市計画、選挙管理、文化財保全、消防）

4 受け入れ職員候補者

総務省・CLAIRにおいて、海外の地方自治体等の派遣希望、日本の地方団体の受け入れ希望を勘案して、候補者を調整し、地方団体に提示する。

5 協力交流研修員の決定

総務省・CLAIRから示された候補者の中から地方団体は受け入れ職員を決定する。

受け入れ決定後、地方団体において「協力交流研修員」の委嘱を行う。

6 期間・在留資格

受け入れ期間は6か月から1年程度とし、在留資格は「研修」とする。

7 受け入れ地方団体

協力交流研修員を受け入れる希望のある地方団体であって本事業が「自治体国際協力推進大綱」及びそれに類するものにおいて位置づけられ、若しくは位置づけられる予定があるもの。

8 費用負担

受け入れ地方団体において、研修員に係る次の費用を負担する。

- ・ 渡航旅費
- ・ 滞在費
- ・ 研修費（日本語、専門分野等。集合研修を含む。）
- ・ 国内移動旅費
- ・ その他

9 財源措置

8により受け入れ地方団体が負担する経費については、地方交付税により措置する。

10 来日後研修

来日後、CLAIRにおいてオリエンテーションを行い、全国市町村国際文化研修所において日本語研修等を行う。

11 その他

CLAIRは、協力交流研修員に次のような支援を行う。

- ・ 海外事務所を通じた協力交流研修員の募集・選考
- ・ 協力交流研修員の赴任時の渡航調整
- ・ 協力交流研修員へのオリエンテーション及び来日後研修・中間研修等の企画、実施
- ・ 協力交流研修員間の情報交換会合の実施
- ・ 受け入れ地方団体への助言
- ・ 協力交流研修員の福利厚生、カウンセリング
- ・ 機関誌等の発行と協力交流研修員への送付